伊勢市公報

第 134 号 平成 23 年 6 月 6 日 月 曜 日

目 次 頁 規則 ○ 伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則 2 告 示 ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について 4 ○ 伊勢市岡本財産区議会の招集について 6 ○ 道路の区域変更について 7 ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について 8 ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について 9 上下水道告示 ○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について 10 ○ 流域関連公共下水道の供用開始について 11 公 告 ○ 犬の抑留について 12 公 表 ○ 伊勢市情報公開制度の実施状況の公表について 13 ○ 伊勢市個人情報保護制度の実施状況の公表について 15 伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 5 月 26 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第28号

伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則

伊勢市救急業務実施規則(平成17年伊勢市規則第164号)の一部を次のように改正する。

第7条及び第12条第6号中「実施する」を「行う」に改める。

第 20 条中「努めてこれに応ずるものとする。」を「これに応ずるよう努めるものとする。」に改める。

第21条第3項中「2類感染症、」の次に「新型インフルエンザ等感染症、」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 97 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、常磐表町町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 23 年 5 月 20 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 区域

変更前

本会の区域は伊勢市常磐2丁目8番6号から14番12号(最終号 迄)、3丁目2番から5番35号(最終号迄)迄とする。

変更後

本会の区域は、伊勢市常磐2丁目5番7号、8号、6番6号、8 番街区(28号を除く)、9番17号から22号まで、11番9号から20号まで、12番街区(4号及び6号を除く)、13番から14番までの街区(12号の一部を除く)、常磐3丁目2番18号から32号まで、3番街区、4番12号から24号まで、5番1号から13号まで、34号、35号とする。

2 規約に定める解散の事由

変更前

1 本会は、地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する 民法第 68 条第 1 項第 3 号並びに第 4 号、第 2 項の規定による 場合に解散する。 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以 上の承諾を得なければならない。

変更後

- 1 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以 上の承諾を得なければならない。

伊勢市告示第98号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

平成23年5月25日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 招集の日時 平成23年6月1日(水)午後5時

2 招集の場所 伊勢市岡本2丁目2番30号

伊勢市岡本町財産区岡本会館 2階小会議室

3 付議すべき事件

議案第3号 平成22年度伊勢市岡本町財産区歳入歳出決算の認定を求めること について

伊勢市告示第99号

道路の区域変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 23 年 5 月 25 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

道路の 種 類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長メートル
市道	茶屋 25 号線	二見町茶屋 57番 3地内から	旧	5.0~11.5	100. 7
川 炬	米座 20 万脉	二見町茶屋 79番 2地内まで	新	6.7~14.7	100. 7

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から2週間

伊勢市告示第 100 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、 朝熊町委員会から次のとおり変更の届出があったので、同条第10項の規定 により告示します。

平成 23 年 5 月 26 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 西井幸吉

伊勢市朝熊町 1592 番地

変更後 山本助松

伊勢市朝熊町 2602 番地 34

伊勢市告示第 101 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、 宮町自治連合会から次のとおり変更の届出があったので、同条第10項の規 定により告示します。

平成 23 年 5 月 27 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 奥 田 守

伊勢市宮町1丁目9番49号

変更後 島 紀 生

伊勢市宮町2丁目4番5号

伊勢市上下水道事業告示第 19 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成 23 年 5 月 16 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

指定番号	工事店名	所	在	地	指定年月日
351	久保田水道	鳥羽市番地7	浦村町	1503	平成 23 年 5 月 13 日

伊勢市上下水道事業告示第20号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成23年5月18日から2週間、伊勢市上下水道部下 水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 23 年 5 月 17 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 供用(下水の処理)を開始する年月日
 平成23年6月1日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域 八日市場町、宮町1丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置 縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称 位置 伊勢市大湊町 1126 番地 名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別 分流式

伊勢市公告第31号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成 23 年 5 月 17 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市勢田町	雑種	白茶	雄	中	91 日	
1	Т Э П Э Ц п	术比 7 里	口尔	公 庄	十	以上	

- 2 抑留した日 平成23年5月16日
- 3 抑留期限 平成 23 年 5 月 23 日
- 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課 (電話 0596-21-5541)

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室(衛生指導課)(電話 0596-27-5151)

平成22年度伊勢市情報公開制度実施状況

1 公文書公開請求の状況

平成22年度における公文書公開請求件数は、106件でした。

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12月	1月	2月	3 月	合計
請求	14	8	8	7	9	9	15	7	3	7	16	3	106

2 公文書公開請求者別状況

平成22年度における公文書公開請求者数は、人数で46人でした。

3 公文書公開請求の実施機関別状況

平成22年度の公文書公開請求状況を実施機関別に見ると、市長90件、教育委員会11件、監査委員1件、農業委員会3件、病院事業管理者1件でした。

(単位:件)

			(+-	14. 14.
	実施機関名	件数	実施機関名	件数
	職員課	4件	教育委員会	11件
	管財契約課	1	監査委員	1
	危機管理課	1	農業委員会	3
	課税課	2	病院事業管理者	1
	行政経営課	2		
	市民交流課	1		
市	戸籍住民課	5		
	環境課	1		
	生活支援課	2		
長	こども課	1		
	監理課	3		
	都市計画課	9		
	交通政策課	5		
	維持課	33		
	用地課	16		
	下水道施設管理課	4		
	計(16課)	90	計	16
	合	章	<u> </u>	106

4 公文書公開請求の決定状況

(1) 決定状況

公文書公開請求に対するその決定状況は、公開 23 件、部分公開 75 件、請求却下 7 件、請求拒否 1 件でした。

(単位:件)

区分	請求	公 開	部分公開	請求却下	請求拒否	計
件 数	106件	23件	75件	7件	1件	106件

(2) 部分公開・非公開・請求却下理由別内訳 部分公開、非公開又は請求却下となった理由は次のとおりです。 なお、1件の申請に対して複数の理由のものがあります。

(単位:件)

非 公 開 理 由	部分公開	非公開	請求却下	合計
			(拒否)	
個人情報(第9条第1号)	66	0		66
法人等情報(第9条第2号)	16	0		16
国等との協力関係情報 (第9条第3号)	0	0		0
意思形成過程情報(第9条第4号)	2	0		2
事務事業の執行情報 (第9条第5号)	0	0	X	0
公共の安全、秩序維持情報(第9条第6号)	0	0		0
任意提供情報(第9条第7号)	0	0		0
合議制機関情報(第9条第8号)	1	0		1
法令秘情報(第9条第9号)	0	0	\backslash	0
請求拒否(第12条)			1	1
請求対象とならない公文書			0	0
公文書特定不可能			0	0
公文書不存在			13	13
合 計	83	0	14	97

5 不服申立ての状況

公文書の公開請求に対し実施機関が行う諾否の決定に対し、不服申立てが できるようになっていますが、平成22年度の不服申立てはありませんでした。

6 審査会の処理状況

平成 22 年度に伊勢市情報公開・個人情報保護審査会への諮問はありませんでした。

平成22年度伊勢市個人情報保護制度実施状況

1 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらか じめその取扱事務の名称、利用の目的等についての届出を市長に行わなけれ ばなりません。

平成22年度における実施機関からの届出件数は17件でした。

(単位:件)

実施機関名	件 数
市長	10
教育委員会	3
消防長	4

2 個人情報取扱事務の廃止、変更の届出

実施機関は、個人情報取扱事務の届出に係る取扱事務を廃止又は変更する場合は、その旨を届出なければなりません。平成22年度における事務の廃止の届出は11件でした。

(単位:件)

実施機関名	事務の廃止
市長	11

3 実施機関別の登録

平成22年度末における個人情報取扱事務の登録件数は、478件となり、実施機関別の登録件数は、次のとおりです。

実施機関別の事務の登録状況(平成22年3月31日現在)

実施機関名	件数
市長	353
教育委員会	72
病院事業管理者	9
選挙管理委員会	5
監査委員	2
農業委員会	4
消防長	30
議会	3
合 計	478

4 個人情報開示、訂正、削除及び中止の請求等

平成 22 年度における個人情報開示請求件数は 13 件でした。訂正、削除及

び中止の請求はありませんでした。

/		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12月	1月	2月	3 月	合計
	開示	3	1	0	1	3	3	0	0	0	0	1	1	13

なお、開示請求の実施機関別状況は以下のとおりでした。

(単位:件)

	実施機関名	件数	実施機関名	件数
	課税課	1	教育委員会	0
	戸籍住民課	9	議会	0
	介護保険課	2	公平委員会	0
市	基盤整備課	1	農業委員会	0
			病院事業管理者	0
			消防長	0
長			選挙管理委員会	0
			監査委員	0
			固定資産評価審査委員会	0
	計 (4課)	13	計	0
	合	-	=	13

5 個人情報開示請求者別状況

平成22年度における個人情報開示請求者数は、人数で11人でした。その状況は、次のとおりです。

請求者別状況

(単位:人)

本 人		10
	未成年者	0
代理人	成年被後見人	0
	特別の理由	1

6 開示請求の決定状況

(1) 決定状況

個人情報開示請求に対するその決定状況は、開示1件、一部開示3件、 請求却下6件でした。

(単位:件)

区 分	請求	開示	一部開示	請求却下
件数	13	3	5	5

(2) 一部開示・請求却下理由別内訳

一部開示、請求却下となった理由は次のとおりです。

(単位:件)

不 開 示 理 由	一部開示	請求却下	合計
法令秘情報(第15条第1号)	0		0
評価、診断等情報(第15条第2号)	0		0
第三者の個人情報(第15条第3号)	5		5
国等協力関係情報(第15条第4号)	0	\bigvee	0
審議、検討、調査等情報(第15条第5号)	0	\wedge	0
行政運営情報(第15条第6号)	0		0
公共の安全、秩序維持情報(第15条第7号)	0		0
その他の情報(第15条第8号)	0		0
請求対象とならない情報		0	0
個人情報特定不可能	\times	0	0
個人情報不存在		5	5
合 計	5	5	10

7 目的外利用及び外部提供

実施機関は、目的外利用等の根拠がある場合は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて個人情報を実施機関の内部で利用をし、又は実施機関以外のものへ提供することができますが、平成22年度における目的外利用の届出は8件、外部提供の届出は47件でした。その状況は次のとおりです。

(1) 実施機関別の目的外利用等の届出

	<u> </u>	/		/rl.\	
- ((単	11	•	件)	
١ ١	-	11/			

	目的外利用	外部提供	計
市長	8	45	53
教育委員会	_	_	_
農業委員会	_	_	_
消防長	_	2	2
合 計	8	47	55

(2) 目的外利用等の根拠

なお、1件の目的外利用等に対して複数の根拠のものがあります。

(単位:件)

本人の同意を得ているとき	3
法令等に定めがあるとき	41
公表された事実であるとき	0
緊急かつやむを得ないと認めるとき	0
相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認めたとき	2
国等への提供で、事務の性質上やむを得ないと認めたとき	40
審議会の意見を聴いて特に必要があると認めたとき	2

8 不服申立ての状況

個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求に対する決定 に対して、不服申立てができるようになっていますが、平成22年度の不服申 立てはありませんでした。

9 審査会の処理状況

平成22年度に伊勢市情報公開・個人情報保護審査会への諮問はありませんでした。